

高松市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項，第5項および第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告を，同条第9項の規定により，次のとおり公表します。

平成20年2月21日

高松市監査委員 谷本繁男  
同 吉田正己  
同 妻鹿常男  
同 池内静雄

平成19年度財政援助団体監査結果報告について

第1 財政援助団体（財団法人高松市学校給食会）監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
教育委員会 教育部学校教育課	平成18年度および平成19年4月1日から同年10月25日までの財団法人高松市学校給食会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成19年10月26日から
財団法人 高松市学校給食会	平成18年度および平成19年4月1日から同年10月25日までの高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	平成20年1月15日まで

(2) 監査の方法

平成18年度および平成19年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している教育委員会教育部学校教育課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の概要

ア 設立年月日

昭和51年4月1日（香川県教育委員会設立許可）

イ 基本財産（平成19年3月31日現在）

（単位 円）

基本財産	高松市出資金
10,000,000	10,000,000

ウ 設置目的

高松市立学校の給食事業の充実発展とその運営の適正を図り、もって学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

エ 事務所所在地

高松市西宝町三丁目1番10号

オ 組織（平成19年3月31日現在）

役員は18人で、その内訳は理事長1人、副理事長2人、常務理事1人、理事11人および監事3人である。

カ 実施事業（寄附行為で定めている事業）

(ア) 学校給食に必要な物資の調達および配給ならびに給食費に関すること。

(イ) 上記に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要なこと。

キ 採用している会計基準

公益法人会計基準

ク 高松市との関係

高松市は、学校給食会の設立に際し出資金を支出しているほか、高松市の学校給食事業の運営に重要な役割を果たす学校給食会に対し、燃料費および事務費に対する補助金を交付している。

(単位 円)

補助金の名称	平成18年度補助金額	平成19年度補助金額
高松市学校給食会事業補助金	88,905,827	85,451,000

平成19年度補助金額については、交付決定額を記載している。

カ 収支の状況

(ア) 平成18年度高松市学校給食会収支計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

収入総額 1,784,713,991円

支出総額 1,787,673,114円

差引残額 △ 2,959,123円

内 訳

収入の部

(単位 円)

科目	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)
1 事業収入		1,737,692,000	1,693,024,647	44,667,353
	給食費収入	1,737,692,000	1,693,024,647	44,667,353
2 事業外収入		91,214,000	91,689,344	△ 475,344
	(1) 受取利息	3,000	3,000	0
	(2) 補助金	88,905,000	88,905,827	△ 827
	(3) 雑収入	2,306,000	2,780,517	△ 474,517
合 計		1,828,906,000	1,784,713,991	44,192,009

支出の部

(単位 円)

科目	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)
1 事業費		1,828,906,000	1,787,673,114	41,232,886
(1) 物資購入費		1,781,796,000	1,741,465,624	40,330,376
(2) 総務管理費		45,609,000	45,032,232	576,768
(3) 委員会費		1,501,000	1,175,258	325,742
2 予備費		0	0	0
予備費		0	0	0
合 計		1,828,906,000	1,787,673,114	41,232,886

(イ) 正味財産増減計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	1,693,024,647	1,281,676,778	411,347,869
② 補助金収入	88,905,827	65,959,976	22,945,851
③ 雑収益	2,783,517	2,036,971	746,546
経常収益計	1,784,713,991	1,349,673,725	435,040,266
(2) 経常費用			
① 事業費	1,741,465,624	1,314,704,906	426,760,718
② 管理費	46,207,490	37,863,574	8,343,916
経常費用計	1,787,673,114	1,352,568,480	435,104,634
当期経常増減額	△ 2,959,123	△ 2,894,755	△ 64,368
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,959,123	△ 2,894,755	△ 64,368
一般正味財産期首残高	7,977,242	10,871,997	△ 2,894,755
一般正味財産期末残高	5,018,119	7,977,242	△ 2,959,123
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	5,018,119	7,977,242	△ 2,959,123

## (ウ) 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位 円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	147,625,135
現金預金	137,607,289
未収金	9,028,048
貯蔵品	989,798
2 固定資産	10,100,600
(1) 基本財産	10,000,000
基本金特定預金	10,000,000
(2) その他の固定資産	100,600
電話加入権	100,600
資 産 合 計	157,725,735
II 負債の部	
1 流動負債	152,707,616
未払金	152,308,322
預り金	399,294
負 債 合 計	152,707,616
III 正味財産の部	
一般正味財産	5,018,119
負債及び正味財産合計	157,725,735

## (エ) 財産目録

(平成19年3月31日現在)

(単位 円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	137,607,289
未収金	9,028,048
貯蔵品	989,798
2 固定資産	
基本金特定預金	10,000,000
電話加入権	100,600
資 産 合 計	157,725,735
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	152,308,322
預り金	399,294
負 債 合 計	152,707,616
正 味 財 産	5,018,119

(4) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，おおむね適正に処理されていたが，別記のとおり，所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められる。

なお，所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について，措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

ア 所管部局（教育部学校教育課）に対するもの

補助金の概算交付の理由を明記すべきもの

学校給食会への学校給食事業補助金は，高松市補助金等交付規則第9条第2項および高松市会計規則第79条第1項第3号の規定を根拠として，支出の特例の一つである概算払をしているが，補助金交付決定伺決裁には，同交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので，今後は，概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

イ 監査対象団体（財団法人高松市学校給食会）に対するもの

(ア) 文書発送に係る事務処理を適正にすべきもの

学校給食会が発送する文書は，財団法人高松市学校給食会処務規程第14条の規定により，文書発送簿に記載し，同規程第18条に規定する公印を押印して発送しなければならないにもかかわらず，平成18年度高松市学校給食会事業補助金の変更交付申請書は，文書発送簿に記載されないまま発送されているので，今後，同種の文書を発送するときは，同規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(イ) 経費および手当の支給根拠を明確にすべきもの

役員会および評議員会等に出席した役員に支給する経費および時間外勤務をした職員に支給する時間外勤務手当については，学校給

食会の規程等において、その支給の根拠を規定しないまま、高松市の関係条例等に準じて支給されているので、今後、同様の経費および手当を支給する場合には、支給金額および積算根拠に関する規定を設け、支給に係る根拠を明確にされたい。